

議案第 29 号

市川市副市長定数条例の一部改正について

市川市副市長定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 26 年 11 月 28 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市副市長定数条例の一部を改正する条例

市川市副市長定数条例（昭和 36 年条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

本則中「を 2 人」を「は、2 人以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

社会情勢の変化及び市が取り組むべき行政課題の状況に応じ、副市長の登用を弾力的に行うため、その定数を2人以内とする必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。